

天理市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和8年3月30日

天理市教育委員会
教育長 伊勢 和彦

天理市教育委員会規則第2号

天理市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則

天理市教育委員会事務局組織に関する規則（昭和47年3月天理市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条地域連携推進係の項に次の1号を加える。

（14） 学校体育施設開放事業に関すること。

第7条第4項中「主任」の次に「及び参与」を加え、同項に次の1号を加える。

（3） 参与は、上司の命を受けて専門的な知識又は相当の職務経験に基づき特定の事務を担当掌理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。